

日本ボーイスカウト石川県連盟金沢地区 金沢第17団 団規約

(総則)

第1条 本団は、日本ボーイスカウト石川県連盟金沢地区金沢第17団(以下「本団」という)と称し、団本部を金沢市大徳公民館に置く。

第2条 本団は、育成会会員、団委員、及び隊指導者によって維持し、会計は別に定める会計規則によるものとする。

第3条 本団の通常の運営は、団委員会、及び団会議によって行われる。

第4条 本団は、特に規定のない限り、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の教育規定により運営される。

(団委員・隊指導者)

第5条 本団に以下の団委員、及び隊指導者を置く。

- 1) 団委員長 1名 2) 副団委員長 若干名 3) 団委員 必要数 4) 隊長 各隊1名
- 5) 副長、副長補、デンリーダー、及びデンリーダー補 等 各隊に必要な数
- 6) インストラクター(登録を必要としない指導者) 団と各隊に必要な数

2 団委員と隊指導者の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(団委員・隊指導者の任免)

第6条 団委員は、育成会の議を経て育成会長が任免し、隊指導者は、団委員会の議を経て団委員長が任免する。

(団委員・隊指導者の心構え)

第7条 団委員と隊指導者は、品性と経歴において、青少年を託するに足る者であること、また、スカウトとその保護者の信頼に足る人格を有するとともに、社会の信望に応えなければならない。

(団委員長・副団委員長)

第8条 団委員長は、各隊の活動が日本連盟の諸規定の定めるところにより、円滑に実施できるよう努力する。また、育成会、各隊との連絡を密にし、各隊の運営、諸会議が円滑になるよう努力する。

副団委員長は、団委員長を補佐し、団委員長に事故がある場合にこれを代行する。

(団委員)

第9条 団委員は、団委員長を補佐し定められた任務について団の活動が円滑に進行するよう努力する。

(団委員会)

第10条 団委員会は、団委員長が定期的もしくは必要に応じて開催し、団委員、育成会幹事、及び隊指導者を招集して、本団の運営に必要な事項を決定する。また、各隊の活動に助言し、必要に応じて団委員と育成会員を活動に派遣できる。

(団会議)

第11条 団会議は、団委員長が定期的もしくは必要に応じて開催し、団委員、育成会幹事、及び隊指導者が参加し、育成会と団行事、各隊活動等の連絡、及びその実施方法の相談、検討を行う。

(スカウトの入隊、移籍、退団)

第12条 本団の各隊スカウトとして入隊する者は、以下の条件を有すること。

- 1) 保護者がスカウト運動を理解し、団委員長の承認を得た者
- 2) 「ちかい」「やくそく」の実践を誓うことができる者
- 3) 保護者が登録諸費、育成会費、隊費等の必要経費を負担することができ、総会と保護者会等への出席と、団委員と隊指導者への協力ができること
- 4) 移籍・転入者は、本団の条件下で保護者の了解を得られれば転出団からの書類をもって手続きを行う。原則として日本連盟の登録者は必ず受け入れること。転出者は、団委員会の準備する書類と所属隊長の記録等をもって転入先の団と連携し、手続きを完了すること。
- 5) 退団せざるを得なくなった者は、所属隊長の承認を得ること。また、隊長は、退団理由を団委員長に報告すること。納入した会費等は原則返却しない。

(休隊)

第13条 やむを得ない事由により休隊をする者は、所属隊長の承認を得ること。また、隊長は、休隊理由を団委員長に報告すること。休隊は、登録諸費の納入を基本とし、原則1年間を限りとする。

(年度)

第14条 本団と各隊の活動は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日を以って終了する。

(付則)

本規約は、平成26年4月1日より施行する。

本規約は、令和7年5月13日より施行する。